

# 出 資 法 人 等 指 導 監 督 基 準

(平成11年4月1日制定)

改正 平成12年4月1日  
平成13年4月1日  
平成13年7月1日  
平成14年8月1日  
平成15年4月1日  
平成16年4月1日  
平成17年4月1日  
平成18年4月1日  
平成19年4月1日  
平成20年4月1日  
平成21年4月1日  
平成22年2月26日  
平成22年4月1日  
平成23年4月16日  
平成24年4月1日  
平成25年4月1日  
平成26年4月1日  
平成27年4月1日  
平成28年4月1日  
平成29年4月1日  
平成30年4月1日  
平成31年4月1日  
令和2年4月1日  
令和3年4月1日  
令和4年4月1日

(趣旨)

第1 この基準は、出資法人等に対して指導監督上の基本的事項を定め、もって法人の運営の適正化に資するものとする。

(基準適用の範囲)

第2 この基準が適用される出資法人等は別記のとおりとする。

(他法令等との関係)

第3 出資法人等の指導監督については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例（平成15年茨城県条例第3号）等の法令等によるも

ののほかこの基準の定めるところにより実施するものとする。

(出資法人等の所管部課の責務)

第4 出資法人等の指導監督は、当該法人を所管する部(局)課(以下「所管部(局)課」という。)が行うものとする。

2 所管部(局)課は、所管する出資法人等に対し、設立の趣旨にそつた適正な運営について、常に適切な指導をするように努めなければならないものとする。

3 所管部(局)課の関係職員は、所管する出資法人等に対し、適切な指導監督をするために必要な知識、技術を修得するように努めなければならないものとする。

(出資法人等運営の規程の整備)

第5 出資法人等には、適正な運営を図るための必要な諸規程を整備させなければならないものとする。

2 整備させるべき諸規程及びその内容は、おおむね次のとおりとする。

(1) 組織及び事務処理に関する規程

事務局組織、職制、定数、公印管守、文書取扱、決裁、内部けん制、監査実施基準等に係る事項

(2) 財務会計に関する規程

収入・支出、契約締結、業者選定、財産及び物品の取得管理、財産及び物品の処分、予算・決算等に係る事項

(3) 就業に関する規程(就業規則等)

勤務時間、休日、休暇、時間外、宿日直、欠勤、懲戒、分限、定年、任免手続等に係る事項

(4) 給与等に関する規程

給料、報酬、諸手当、旅費の支給基準及び支給方法等に係る事項

(5) 業務実施に関する規程

業務方法書等、営業約款等

(出資法人等の経営計画)

第6 出資法人等には、計画的・安定的経営の確立のため、中(長)期経営計画を定めさせるものとする。

(指導監督の実施方法)

第7 出資法人等に対する指導監督の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 事前協議

(2) 報告徴収

(3) 実地検査

(事前協議事項)

第8 出資法人等に対して事前に協議させる事項は、おおむね次のとおりとする。

(1) 事務管理に関すること。

ア 定款又は寄付行為の改廃

イ 処務規程、会計規程、業務方法書等の制定、改廃

ウ 重要な財産の取得、処分

エ 総会、理事会に係る議案

(2) 組織、人事管理に関すること。

- ア 役員数の増減及び役員任免
- イ 職員数の増減（新規採用数を含む。）
- ウ 役員及び主要職員（係長又はこれと同等以上の職員）の職の設置、改廃
- エ 組織機構の設置、改廃
- オ 役員及び職員の給与及び旅費の基準の制定、改廃
- カ 役員任期の基準の改廃
- キ 職員の定年の基準の制定、改廃

(3) 事業管理に関すること。

- ア 中（長）期経営計画の策定、変更
- イ 各事業年度の事業計画の策定、変更
- ウ 出資法人等が最大出資者として行う子会社の設立

(4) 財務管理に関すること。

- ア 各事業年度の予算の作成、変更
- イ 各事業年度の剰余金の処分案又は損失金の処理案  
（報告徴収事項）

第9 出資法人等に対し報告させる事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 総会又は理事会の会議結果
- イ 主要な事業の進捗状況（半年末）
- ウ 各事業年度の決算書（収支計算書、貸借対照表、財産目録、監事の意見書）
- エ 監事の行う監査結果及び講じた措置状況
- オ 重要な事項に係る事務

（実地検査）

第10 実地検査は、年1回以上関係職員を出資法人等の事務所に立ち入らせ、帳簿その他必要な物件の提示を求め、事務、組織、人事、事業及び財務の状況について行うものとする。

（一部の出資法人等に係る特例）

第11 出資法人で県の出資割合が4分の1に満たないもの及び援助法人については、第8の規定による事前協議事項とされているもの（（3）ウを除く。）については、第9の規定による報告徴収事項として適用できるものとする。また、会社法法人（県が最大出資者であるものを除く。）に対する第10の規定による実地検査については、所管部（局）課が必要と認めた場合に行うものとする。

（総務部長等との協議）

第12 所管部（局）課は、出資法人等の指導監督を行うに当たっては、関係部（局）課と十分協議し、適切に対処しなければならない。

2 所管部（局）課は、出資法人等から第8の規定による事前協議を受けた場合は、（2）組織、人事管理に関すること、（3）事業管理に関すること、（4）財務管理に係る事項については、原則として、総務部長に協議するものとする。

（実施規定）

第13 この基準に定めるもののほか、各出資法人の特殊事情に係る事項その他この基

準の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

この基準は、平成11年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成12年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成13年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成13年7月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成14年8月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成15年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成16年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成17年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成18年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成19年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成22年2月26日から実施する。

付 則

この基準は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成23年4月16日から実施する。

付 則

この基準は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。